

滋賀県下水道審議会運営要領改訂について

現状

「滋賀県下水道審議会運営要領」については、

- ・滋賀県琵琶湖流域下水道条例 16 条第 10 項
- ・滋賀県琵琶湖流域下水道条例施行規則第 21 条

に基づき、運営に関し必要な事項を定めるものであり、その内容については会長が審議会に諮って定めることとなっている。(施行規則第 21 条)

改訂理由

平成 31 年度からの滋賀県琵琶湖流域下水道事業への地方公営企業法の適用に伴い、同条例及び規則を平成 31 年 4 月 1 日より新たに「滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例」および「同施行規則」へと改めるため、運営要領についても改訂が必要となる。

改訂方針

滋賀県下水道審議会運営要領第 1 条に記載の要領の根拠となる条例・規則について読み替えを行う。

(旧)

滋賀県琵琶湖流域下水道条例（昭和 57 年滋賀県条例第 18 号 以下「条例」という。）第 16 条第 10 項



(新)

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例(平成 30 年滋賀県条例第 43 号 以下「条例」という。)第 22 条第 10 項

(旧)

滋賀県琵琶湖流域下水道条例施行規則（以下「規則」という。）第 21 条



(新)

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則(平成 30 年滋賀県規則第 61 号 以下「規則」という。)第 22 条